

河川流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第32号

河川流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

河川流水占用料等徴収条例施行規則（平成12年岩手県規則第140号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(流水占用料等の徴収方法)</p> <p>第2条 <u>条例第6条の規定による流水占用料等の徴収方法は</u>、知事又は所管する広域振興局長が河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第23条から第25条までの許可をし、又は法第32条第4項の規定による国土交通大臣から通知のあった際に納入通知書により一括して徴収するものとする。この場合において、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を徴収するものとする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、水力による発電のための流水占用料等</u>については、<u>次に定めるところにより</u>、徴収するものとする。</p> <p>(1) <u>上半期 6月20日まで</u></p> <p>(2) <u>下半期 12月20日まで</u></p>	<p>(<u>河川の流水占用料等の徴収方法</u>)</p> <p>第2条 <u>河川の流水占用料等（条例第3条第3項の水力による発電のための流水占用料（以下「水力発電のための流水占用料」という。）を除く。）</u>については、知事又は所管する広域振興局長が河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第23条、<u>第24条若しくは第25条</u>の許可をし、又は法第32条第4項の規定による国土交通大臣からの通知のあった際に納入通知書により一括して徴収するものとする。この場合において、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を徴収するものとする。</p> <p>2 <u>水力発電のための流水占用料</u>については、<u>納入通知書により、次の各号に掲げる水力発電のための流水占用料の区分に応じ、当該各号に定める日又は期限までに徴収するものとする。</u></p> <p>(1) <u>4月1日から9月30日までの間に係るもの（当該期間の初日において現に通水（河川法施行細則（昭和41年岩手県規則第15号）第6条の通水をいう。以下同じ。）を行っている場合に限る。）</u> 6月20日</p> <p>(2) <u>10月1日から翌年3月31日までの間に係るもの（当該期間の初日において現に通水を行っている場合に限る。）</u> 12月20日</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもの以外のもの</u> 通水を開始した旨の報告を受けた日に応じて、6月20日若しくは12月20日又は当該報告を受けた日から2月以内</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。